重要事項説明書

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団　岡崎会
主たる事業者の所在地	札幌市東区北三十二条東一丁目 6 番地 10
代表者（職名・氏名）	理事長　岡﨑貴宏
電話番号	011-7769-6681

２．事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所ありたま
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区有玉南町 1436
電話番号	053-434-7877
事業所番号	2277206674
管理者の氏名	土屋美香子
通常の事業の実施地域	浜松市中央区・浜名区

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

- 当事業所は、ご自宅を訪問し心身の状態を適切な方法により把握の上、ご利用者やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 当事業所は居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 当事業所は必要に応じて、ご利用者と居宅サービス事業所との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 当事業所は指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業所等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ご利用者及びご家族は、当事業所に対して特定の指定居宅サービス事業所だけではなく、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができます。
- ご利用者及びご家族は、当事業所に対し居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができます。
- 当事業所は要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- ご利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、介護保険施設への紹介や必要な情報提供を行います。

５．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日） 法人が定めた休日は休みとする。
営業時間	・月曜日～金曜日　8:30～17:30 ・土曜日　8:30～12:30 上記以外の時間はハイマート有玉で受付

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤　１人
介護支援専門員	常勤　１人　以上

７．利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、１か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業所は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。浜松市の地域区分は７級地であるため地域単価 10.21 円を乗じた金額となります。

（１）　居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

<table>
<tr><th>取り扱い件数</th><th colspan="3">所定単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">居宅介護支援費ⅰ
（45 件未満）　　*1</td><td colspan="2">要介護 1.2</td><td>1,086 単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="2">要介護 3.4.5</td><td>1,411 単位/月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居宅介護支援費ⅱ
（45 件以上 60 件未満）</td><td colspan="2">要介護 1.2</td><td>544 単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="2">要介護 3.4.5</td><td>704 単位/月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居宅介護支援ⅲ
（60 件以上）</td><td colspan="2">要介護 1.2</td><td>326 単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="2">要介護 3.4.5</td><td>422 単位/月</td></tr>
<tr><td>初回加算</td><td colspan="3">300 単位
新規あるいは要介護区分が 2 区分以上変更された場合</td></tr>
<tr><td>入院時情報連携加算（Ⅰ）</td><td colspan="3">250 単位
入院した日のうちに病院等職員に対し必要な情報提供をした場合</td></tr>
<tr><td>入院時情報連携加算（Ⅱ）</td><td colspan="3">200 単位
入院した翌日又は翌々日病院等職員に対し必要な情報提供をした場合</td></tr>
<tr><td rowspan="4">退院・退所加算
*2</td><td></td><td>カンファレンス参加無</td><td>カンファレンス参加有</td></tr>
<tr><td>連携 1 回</td><td>450 単位</td><td>600 単位</td></tr>
<tr><td>連携 2 回</td><td>600 単位</td><td>750 単位</td></tr>
<tr><td>連携 3 回</td><td>×</td><td>900 単位</td></tr>
<tr><td>複合型サービス事業所連携加算</td><td colspan="3">300 単位
利用者が複合型サービスの利用を開始する際に必要な情報を提供し複合型サービスにおける居宅サービス計画の作成に協力した場合</td></tr>
<tr><td>緊急時等居宅カンファレンス加算</td><td colspan="3">200 単位
病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（１月に２回を限度）</td></tr>
<tr><td>通院時情報連携加算</td><td colspan="3">50 単位
利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに、医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師等から必要な情報を受けて記録した場合（1 月につき 1 回を限度）</td></tr>
</table>

*1　要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が 44 又はその端数を増すごとに1とする。

*2　病院や介護施設からの退院退所にあたり職員から必要な情報を受けたうえで居宅サービス計画を作成し利用調整を行った場合。ただし連続3回を算定できるのは、そのうち一回以上について入院中担当医師等との会議に参加し退院退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上で計

画書を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。また退院退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は必要に応じ、退院時カンファレンス等に福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

（２）　支払い方法

料金をお支払い頂くことになった場合のお支払い方法については、月ごとの清算とします。毎月１５日までに前月分の請求をしますので２５日までにお支払いください。お支払方法は、銀行振込又は直接窓口で現金でお支払い頂きます。

８．事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．苦情・虐待等相談窓口

（１）　当事業所が設置する相談窓口は、次のとおりです。虐待や当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	担当　土屋美香子 ご利用時間　事務所の営業時間 ご利用方法　電話・来所・訪問

（２）　サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	浜松市介護保険課	電話番号 053-424-0183
	静岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課	電話番号 054-253-5590

１０．　非常災害対策

当事業所は、地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

１１．　（１）虐待防止について

当事業所は利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため定期的な委員会の開催及び研修を実施し従業者に周知徹底を図ります。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

（２）身体拘束について

当事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

１２．　衛生管理について

事業所は、事業所において感染症が発生した場合、蔓延しないよう対策を行います。また、定期的に研修等実施しています。

１３．　サービスの終了について

ご利用者はいつでも契約を解除することが出来ます。その場合、二週間の猶予をもってお申し出ください。また、人員不足等やむを得ない事情により事業所の都合でサービスを終了する場合は一か月前までに通知し、他の居宅介護支援事業所等に関する情報をご利用者に提供いたします。

この契約はご利用者が介護施設に入所又は入院した場合、要介護区分が非該当又は要支援と認定された場合、利用者が亡くなった場合は自動終了となります。

１４．　当事業所の訪問介護等の利用状況

当事業所が過去６か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。